

光市木材利用促進基本方針

平成25年3月29日策定

令和6年3月29日改定

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、山口県が定めた建築物等における木材の利用促進に関する基本方針に即して作成するものであり、市内の建築物等における木材の利用促進に関する必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- 1 「地域材」とは、原則として光市内において産出された木材とするが、それらが手当できない場合にあっては、県産木材とする。
- 2 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁等）の全部又は一部に地域材を利用することをいう。
- 3 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替にあたり、内装及び外装の全部又は一部に地域材を利用することをいう。

第3 建築物等における木材の利用の促進のための基本的事項

市が行う公共建築物等の整備にあたっては、可能な限り地域材を使用するよう努め、市民に温かみと潤いのある環境及び健康的で快適な公共空間の提供と、循環型社会の構築や地球温暖化防止、災害に強い森林づくり、林業の振興に資する。

1 木材の効果

木材は、耐熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果が高い性質を有するほか、木材によって創出される生活空間は人の健康面や心理面においてもよい影響をもたらす効果が期待できる。また、木材は利用するために伐採した後、再び植えて育てていくことにより、循環利用ができる環境にやさしいカーボンニュートラルの特性を有する資源である。

2 森林の整備、地域経済の面での効果

木材の利用を促進していくことは、森林資源の循環利用を通じた森林の適正な整備につながり、脱炭素社会の実現、森林の持つ多面的機能の発揮、農山村をはじめとする地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待できる。

第4 公共建築物等における木材の利用目標

- 1 公共建築物等の新築・増築又は改築を行う場合、次の各号に掲げ

るものを除き、木造化を図るよう努める。また、木造化が困難な場合においても、市民の目に触れる機会が多いと考えられる場所については、可能な限り木質化に努める。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令や施設の設置基準等の制限により木造化することが困難な施設
 - (2) 施設の用途や保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な施設
 - (3) 災害時の活動拠点あるいは避難施設など、建物の機能等から木造化になじまない施設
 - (4) 著しく費用を要する等、費用対効果の観点から木造化が困難であるもの
 - (5) その他、木造化することになじまない理由があるもの
- 2 公共建築物に導入する机、椅子等の備品等には、地域材を用いた製品の使用に努める。
 - 3 公共工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、間伐材等地域材の使用に努める。
 - 4 公共建築物等を解体する際に発生した木材については、燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化を図る。

第5 その他建築物等における木材の利用の促進に関する必要事項

1 市の取組

市は、県及び関係機関等と連携し、次の各号に掲げる地域材利用の促進に関する施策の推進を図る。

- (1) 木材の供給体制の整備推進
- (2) 木材の調達方法等に関する情報の収集・提供
- (3) 木材の利用の促進の啓発と理解の醸成

2 建築物等における木材の利用促進

市は、県等と連携し、建築物の建築者や市民に対し、公共建築物等の木造化及び木質化の事例について、情報提供に努める。

3 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

市は、公共建築物等における木材の利用の促進にあたり、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

附 則

この基本方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和6年3月29日から施行する。